

## 池田市行財政改革推進委員会 第2回会議（議事録）

【と き】 平成24年9月21日（金） 午前10時～11時30分

【ところ】 池田市役所 3階 議会会議室

【出席者】

委員：佐々木会長（神戸大学名誉教授）、清水委員（関西大学大学院教授）  
松田委員（労働組合代表）、榎本委員（公募委員）、櫻井委員（公募委員）  
中村委員（公募委員）  
事務局：増田市長公室長、徳重総合政策部長、木田総務部長  
榊野人事課長、斎藤財政課長、塩川行政経営課長  
岩下行政経営課副主幹、井上行政経営課主事

【会議内容】

池田市行財政改革推進プラン平成23年度最終報告（案）について

【内 容】

### 1) 開会

本市においては、平成9年から見直し元年と位置づけて行財政改革に取り組んできた。委員の皆様には、現プランである「池田市行財政改革推進プラン」の策定にお力添えをいただき、昨年9月の公表以降、職員一丸となって当該プランに沿った行財政改革に取り組んでいるところである。ピーク時には年間195億円あった市税収入が160億円を切る状況にある。平成23年度決算においては、黒字ではあるものの、経常収支比率は速報値で100%を超えており、今後も非常に厳しい状況にある。今後はさらなる税収の減少も想定した上で、「行財政改革推進プラン」に掲げた具体的な取組を進める必要があると考えている。

また、委員の皆様の任期は9月末までとなっているが、「行財政改革推進プラン」の改革期間の4年間のうち、まだ2年目ということもあり、10月以降も引き続きご協力をお願いしたい。清水委員におかれては、退任されるということで、これまで委員を務めていただいたことに対してお礼を申し上げたい。

### 2) 議事

池田市行財政改革推進プラン平成23年度最終報告（案）について

=事務局説明=

事務局： 本案は、昨年9月に策定した「池田市行財政改革指針」及び「池田市行財政改革推進プラン」に基づいて推し進めた行財政改革の取組について、改革期間の初年度のものとして、その進捗状況を取りまとめたものである。

「行財政改革推進プラン」の内容については、2頁の「プランの概要」にあるように、改革期間は平成23年度から平成26年度までの4年間であり、改革のポイントは、開かれた市政の推進、健全な行財政運営の推進、広域行政の推進、情報通信技術の活用であり、4頁以降の平成23年度の主な取組内容は、この4項目ごとに実施内容を整理したものである。

これらのポイントごとに個別具体のプログラムで取り組み、改革期間の最終年度である平成26年度の末に達成しているべき改革の目標は、安定的な財政構造の確立、経常収支比率90%台、職員数500人台、人件費総額60億円未満、行財政改革効果額20億円以上の5項目としている。

3頁の会計別職員数については、平成24年4月1日現在の実績値を掲載している。

また、その他数値の目標の推移については、平成23年度については、速報値を掲載し、健全化判断比率に関する各数値も速報値を記載している。

なお、経常収支比率は、4年ぶりに100%を超えたところである。

4頁以下の平成23年度の主な取組内容については、先述のとおり、第6次池田市総合計画の基本計画第6章の標題である「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を達成するための4つの施策ごとに、具体的にメニュー化したものが実施プログラムであり、取組内容の表において「 」で始まっている項目が該当する。実施プログラムを具体化する実施内容については、担当課から提出のあったものや行政経営課で判断して「行財政改革推進プラン」の改革目標に資する取組と考えられるものを掲載している。掲載する基準については、基本的には平成23年度に始まった新しい取組であるが、市の施策として重要と考えられるもの、行政改革として掲載したいと考えるものについては、平成22年度以前の取組であっても記載している。この最終報告においては、平成23年度における主な取組として挙げるべき実施プログラムとして、「行財政改革推進プラン」の全39項目中25項目を掲載している。

以後、各実施内容について、説明申し上げる。

#### ・「(1)開かれた市政の推進」について

市民参画の推進策として、新たな市民会議の設置や審議会などの委員を公募したほか、市民参画に係る啓発等を目的に、講座を開催した。

広報機能の充実策として、広報誌の文字を拡大したほか、出前講座を防災関係を中心に13回実施した。また、教師育成の目的の意味も持つ「ふくまる教志塾」を実施した。

広聴機能の充実策として、市民と市長の直接対話の場の充実として前市長の下「ちょっと気ままなティータイム」を延べ6回、また現市長の下「こみ

なみ市長の「コミュニティE A トーク」を計2回それぞれ実施した。

・「(2) 健全な行財政運営の推進」について

行政の効率性と財政の健全化の確保策の一つである事務事業の見直しとして、機能訓練室を保健福祉総合センターに設置したことにより、従前の医師会館での借上を辞めたほか、自然学舎の実施に当たり使用するバスの保護者負担や社会福祉協議会への補助金の見直しなどにより、再掲分を除くと、約400万円の効果があった。

また、施設の統廃合として、当初の設置目的はおおよそ達成したとして、働く婦人の家を廃止した。なお、以後も展開すべき事業については、引き続き男女共生サロンにおいて実施した。

給料等の削減として、平成23年4月から当分の間、55歳を超える課長職以上の本給から1.5%を削減する項目を追加し、このメニューにより、900万円の効果が出ている。

加えて、市長部局以外である公営企業においても例外とすることなく、起債の抑制などに取り組んだとともに、議会改革として、定数の削減など、市議会にもご協力いただいているところである。

歳入の確保策の一つである使用料手数料の見直しとしては、平成23年10月から、阪急池田駅の正面にある駅前広場内のタクシー待機場場について使用料を徴収し、その効果額は、少額のため報告書には掲載がないものの、36万円となっているところである。

活力ある組織づくりと適正な人事管理の策については、中間報告として触れた掲載内容と同じであるため、割愛させていただく。

・「(3) 広域行政の推進」、「(4) 情報通信技術の活用」について

中間報告からの加筆はないため、説明は割愛させていただく。

以上について、平成23年度に取り組んだ行財政改革に係る実施内容についての総効果額については、5億2,099万円と算定している。

= 質疑応答 =

委員：平成23年度の効果額は5億円とのことであるが、平成26年度までの3年間でどのような取組を行うことで、目標とする20億円の効果額を達成する予定か。

事務局：平成24年度以降の取組については、人事評価システムの本格実施による給与反映、行政評価を予算反映させる仕組みの構築、任期付短時間勤務の弁護士による滞納整理の強化など、「行財政改革推進プラン」に記載の各項目を確実に実施することで効果額の達成は可能と見込んでいる。

委員： 「最終報告」（案）における「公営企業改革」について、病院に関する記載がないが、平成23年度 of 取組内容と今後の方針はどうなっているのか。また、病院事業会計の職員数について、プランと実績の数字の差異の理由は何か。

「外郭団体の見直し」について、公益法人制度改革で財団法人が一般財団法人や任意団体に移行するとなっているが、公益性のない法人に対して、今後、池田市はどのような関与を行うことになるのか。

事務局： 病院の経営改革は平成24年度から具体的に取り組む予定であり、平成23年度の最終報告に掲載すべき取組内容はなかったところである。病院に対する本市の負担も多くあるため、病院に対してヒアリングを実施し、経営状況や本市の関与のあり方の見直しを行う予定である。

事務局： 病院事業会計における職員数のプランの値が増加した理由は、診療報酬の見直しの関係で定数を増加させる条例改正を行ったことによるものである。職員数のプランと実績の差については、広報など、様々な手段を用いて採用活動を行っているものの、十分に人員確保ができていないためである。

事務局： 病院と一般会計との関係では、経営状況の安定を目的として繰出金を支出している。平成24年度以降は、行財政改革の対象として、繰出金の低減に努めていただくことに照準を合わせている。

委員： 病院の評判が落ちてきているように感じる。市民から待ち時間の長さ、夜間診療の不便や産婦人科の医師不足などの体制に関する不満の声をよく聞く。病院側はそうした状況を踏まえて改革を行うことが必要である。経費節減も重要であるが、評判を良くして患者数を増やさないと収入は増加しないのではないかと。

委員： 病院内部で経営改革に取り組まれていると思うが、本委員会としては、平成24年度以降に取組内容が明確になるとの理解でいいのではないかと。

事務局： 外郭団体の見直しのうち、職員厚生会については、平成25年11月30日をもってみなし解散を行い、任意団体へ移行することを平成24年4月12日に開催の理事会、4月26日に開催の評議員会において正式に機関決定したところである。府内各市において、財団の形態である団体は、池田市を含めて2市だけであるといった現状も踏まえて検討した結果、一般財団に移行するメリットはないとの結論に至り、任意団体に移行することとなった。

委員： 任意団体への移行後は市の関与はなくなるという理解でよいか。

事務局： 職員厚生会はみなし解散時点での残余財産を市に寄付し、市がそれを活用することになる。

事務局： 地方公務員法第42条の規定により、市は職員の福利厚生事業を実施する責務を有している。任意団体への移行後は当該事業を職員厚生会に委託することになる。

- 委員： 「行財政改革推進プラン」の実施プログラムにおいて、「外郭団体への市の関与のあり方を見直す」との記載がある。その点に関して、どう見直しを図っていくのかという点について聞きたい。法人形態の変更後は、最低限の事業だけを委託するという理解でよいか。
- 事務局： 本市の関与として変更となる点は、現在、財団法人に1名派遣している市職員を引き上げることになる。
- 事務局： 市民文化振興財団については、主に市民文化会館の指定管理者としての業務を担っている。関与のあり方の見直しとなると、指定管理料や個別事業への補助金の見直しとなる。トータルバランスを踏まえて、本市からの財政支出を抑え、効果的な事業を行っていただくことが必要である。公共施設管理公社についても方針としては同様である。
- 委員： 池田市が公益と関係がない法人を外郭団体として残しておくのかという点は、どうも納得し難いところがある。
- 事務局： 公益認定を取得するための様々な要件を勘案した上で、一般財団法人や任意団体の形態を選択したという経緯があり、こうした団体が公益性のある業務を全く担っていないというわけではない。また、個別の施設についても、民営化の方針を掲げており、現在、民営化できていない施設についても可能な限り、民営化していきたいと考えている。
- 委員： 病院の件に戻るが、市民の方が感じておられる体制などの問題への対策は、病院独自で策定する改善計画などにおそらく記載されていると思うが、上下水道事業は「最終報告」(案)に記載がある点と比較すると、この会議との間に何かワンクッションあるようで、はがゆい部分がある。
- 委員： 病院に対しては難しい部分もあると思うが、市民としては収入が減ってきている中、いくら歳出削減を行ったとしても根本的な解決にはならないという思いから発言させていただいた。
- 委員： 一般企業にも同じことが言えるが、市民に直結している事業者にとって、特に病院などは、市民や消費者の評判が非常に重要である。いかに良い評判を生むかという点は、病院の経営者の大きな仕事である。病院側は評判を改善する必要性を肝に銘じて、経営改革に取り組んでいかなければならない。
- 委員： 同様のことは、市の行政改革においても当てはまる部分がある。市民から「市は商工会議所や中央公民館の建替えを予定しているが、財政難と言いつつ、どこにそんなお金があるのか。」という声を聞く。このような声が出るということは、市民が財政状況に興味を持ちつつも不安に感じていることの表れである。
- 事務局： 病院の経営改善については、一義的にはまず病院が取り組むべきものである。経営改善といっても、経費削減だけを言っているのではなく、歳入と歳出の両面からの見直しが必要であると考えている。病院において既に見直しに

取り組まれていると思うが、本市の財政部門と行革部門が最初の外部の目としてチェックする役割を担う必要があると考えている。病院の対応が悪いという声については、個別の事情もあると思うが、率直なご意見として病院側に伝えたい。

「最終報告」(案)に病院の記載がないという点については、平成24年度以降の取組みとなることが大きな理由である。記載はないが、むしろ問題意識としては高い。一方、上下水道については、経営状況が比較的安定している環境下にあるため、ビジョンの策定等に前倒しで取り組んできた結果ともいえる。

委員： 病院事業会計と上下水道事業会計に対して、池田市の負担額はどのくらいか。

事務局： 負担といっても、単に赤字補填だけではない。法定繰出金として本市に繰出義務のあるものが存在する点はご了承いただきたい。

事務局： 平成23年度決算においては、病院事業会計に15億5,500万円、下水道事業会計に6億8,500万円、水道事業会計に消火栓の維持管理経費分の金額の繰出しを行ったところである。

委員： 病院の場合は、非採算的な業務も数多く担う必要があり、一般会計からの繰出しは仕方ない部分がある。自治体によって財政事情も異なるため、対人口比で病院への繰出額を比較してみることも面白いのではないか。

委員： 病院への繰出しは、これまで15億円前後で推移してきたのか。

事務局： 平成23年度は、15億円のうち5億円は収支改善を目的として、基準外の繰出しを行ったものである。ここ数年は10億円前後で推移している。

委員： 基準外繰出しの5億円はなぜ必要になったのか。

事務局： 公営企業全体に対して、平成23年度末までに負債を一度解消しないと、設備更新等に係る起債ができなくなるという制限があったためである。

委員： 「最終報告」(案)の中で、欲を言えば、「行財政改革推進プラン」における数年間の中での位置づけを明確に記載した方がよいのではないか。冒頭に「行財政改革推進プラン」の概要説明はあるものの、実施プログラムとの関係において、平成23年度はどのような位置づけなのかわかりにくい。

また、「説明資料」と「最終報告」(案)に記載の取組項目の番号が必ずしも一致しておらず、「最終報告」(案)の項目が「説明資料」のどこに記載されているかわかりにくい。例えば、「最終報告」(案)の取組項目に脚注のように通し番号を設定し、その番号を「説明資料」に落とし込むとわかりやすくなるのではないか。

本委員会の役割と位置づけについて、「行財政改革推進プラン」の5頁において、行財政改革推進本部は進捗状況を「管理」と記載されている。ところが、先日、委員の再任を求める市長名の文書には、我々の委員会の仕

事に「管理」の用語が使われている。一方、6頁において、行財政改革推進委員会の役割は進捗状況を「監視」し、「評価」及び「提言」を行うと記載されている。この「最終報告」（案）には「評価」と「提言」に関する記載が全くないという点に疑問が残る。行財政改革推進本部の管理プロセスの中に行財政改革推進委員会が存在し、第三者の意見を聴きながら管理するというのがあるべき姿であると思う。通常、外部の者が入る審議会などでは、諮問を受けて答申を行うという形式であり、審議経過も委員名も残るものである。この点についてどのように考えたらよいか。

事務局： 諮問・答申の形態を取る会議は基本的に附属機関として位置づけられるものであり、地方自治法の規定により、条例設置すべきものである。行財政改革は組織内部での規律を定めたものであり、執行機関が責任を持って取り組むべきものである。行財政改革推進本部において、最終決定を行うという体制にしている。また、本市の自治基本条例（池田市みんなでつくるまちの基本条例）において、可能な限り市民参画による意見聴取を行うことが求められている。行財政改革推進委員会においても、その趣旨を踏まえ、外部の方の意見を聴くための機関として設置させていただいている。ご指摘の内容も踏まえて、今後どういう役割分担が正しいのか検討させていただきたい。「最終報告」（案）については、決算数値が固まり次第、速やかに報告したいので、平成23年度はこの形式で発表し、平成24年度中間報告の際に、進捗管理の方法を提案した上で、平成24年度最終報告に反映させるという流れで事務局において検討させていただきたい。

委員： 「最終報告」（案）について2点お聞きしたいが、1点目は「（2）健全な行財政運営の推進」の中の「官民協働でカーシェアリングを実施」の項目について、その収支状況を教えていただきたい。

2点目は、「（1）開かれた市政の推進」の中の「学生による商店街活用事業の実施」の項目について、池田の商店街においては効果がないように感じる。見直しをした上での継続なのか、単に今後4年間は面倒を見るという意味での継続なのかわからない。

事務局： カーシェアリングの実施については、コンサルタント会社が試算した見積もりでは、直営で実施した場合の経費は1,388万円であった。事業形態をタイムズ24株式会社との協働、車両をダイハツ工業株式会社からの提供により実施したことにより、経費は223万円となり、実施方法を工夫することで約1,160万円の削減ができた。事業を実施しなければ費用は発生しないが、環境に配慮した市政運営の取組の一環として、事業を展開させていただいている。

学生による商店街活用事業については、効果額や商店街の繁栄に結び付けることが難しいところであるが、市全体の地域の活性化につながる取組であ

り、今後も不断の検討をしていきたい。

委員： カーシェアリングは多く利用されているのか。

事務局： 池田市民の会員数は平成23年度末で355名である。タイムズを通しての利用であり、市民のみならずタイムズの会員であれば、全国誰でも利用できる。平成24年度の取組としては、5月から市の公用での積極的な活用を図っているところである。

委員： 「説明資料」にある「3か月で約1.5トンのCO2削減」というのは、多く利用された場合の効果なのか。

事務局： そのとおりである。年間では約6トンの削減見込みとなる。これは10台で運用した場合の数値であるが、平成24年4月には車を5台増加したところであり、平成24年度最終報告の際には、CO2の削減量の増加が見込まれる。

委員： 「説明資料」内の「情報セキュリティポリシーの拡充」の項目について、現状に即した改定に向けて勉強されているとのことであるが、平成15年から改定されていない点に鑑みると、早期に改定すべきと考えるがいかがお考えか。

事務局： 改定に向けて北摂の各市と意見交換を行っている。早期の改定の必要性は感じているが、新たなITツールの導入も検討しており、それに見合う内容にする必要があると考えている。システムの導入に間に合っていないというのが現状である。

委員： 新しいシステムは時々刻々と導入されるので、改定が先送りにならないかという点を危惧している。

委員： 「説明資料」内の「情報システムの運用基準の整備」の項目では、「システム群の安定稼働を実現」とも記載されており、難しい部分ではあると思う。

委員： 学生による商店街活用事業についての言及がなかったと思うが、いかがお考えか。

事務局： 平成23年度中に大きな進展があったというわけではなく、現状の活動を維持していただいている。発端は商店街の空き店舗がイメージダウンに繋がるということから、空き店舗の活用という視点で始まった。担い手の不足が一番の問題であり、新店舗の拡充はどうしても難しい。そこで学生を活用することで、学生側は社会勉強になるという点、商店街側は空き店舗の活用という点で両者のニーズがマッチした取組となるのが、本来の趣旨である。しかし、商店街全体との取組との間で温度差も生じており、今は現状の活動維持という状況である。引き続き取り組んでいるという点から、市民参画の推進という項目において、継続事項として掲載させていただいた。

委員： 議会改革について、池田市は全国的に見て議員数は多い方なのか。

事務局： 以前は法律で議員定数の上限が決められていたが、現在は撤廃されている。

周辺の状況や住民の意見も考慮した上で、議会が決定すべき内容と考えている。

委員： さらに議員を削減する予定はないのか。

事務局： 執行部からそういった提案をする予定はない。議会で話し合われるべき内容である。議員削減は大きいテーマだが、例えば、議員を減らした場合には、市民の声が届きにくくなるとの考え方もあるなど両面性を含んだテーマである。

委員： 議員報酬の10%削減は大きな効果額を得ているが、近隣各自治体の報酬額とのバランスはとれているのか。

事務局： データを持ち合わせておらず、正確なことは申し上げられないが、議会で報酬を決める際には、各自治体で状況を踏まえることとなると思う。

委員： 補足させていただくと、市長や議員の報酬について、外部の者を入れた会議などで金額のあるべき姿について議論されているが、理論的・客観的に元来、この金額を決めることはやさしいことではない。人口規模などの違いはあるが、近隣自治体との横並びで多くは決められているのが現状であるから、自治体間での差はほとんど数値には現れないと思われる。

委員： 経常収支比率が100%を超えた原因は何か。

事務局： 主な要因は、経常一般財源では市税収入が3億9,800万円減少したことと、経常経費充当一般財源では人件費が4億円増加したことである。

委員： 毎年、人員削減に努めているにもかかわらず、人件費は増加しているのか。

事務局： 補足すると、人件費の4億円の増加のうち、2億円は退職手当の増加によるものである。

委員： 画期的で意欲的な改革プランにもかかわらず、なかなか効果が上がらない現状を考えると、画期的に見えたとしても社会情勢の変化のスピードがそれを上回っているのかもしれないと感じる。単年度収支が黒字であっても、先延ばしにはいけない課題を多く抱えている。今後もスピード感を持って取り組むことが重要である。

### 3) 事務連絡

事務局： 本日は、貴重なご意見を賜り、お礼申し上げます。皆様のご意見を踏まえ、10月1日に開催予定の行財政改革推進本部会議において平成23年度最終報告の内容を決定する予定である。また、本日の議事要旨は、本市のホームページ等で公表する予定である。

委員の皆様におかれては、現在の任期が9月末日までとなり、先日、再任の依頼をさせていただいたところである。清水委員には、前プランである「池田市行財政システム改革プラン」の進捗状況の監視を含めて、約4年間にわたり本市の行財政改革の推進に携わっていただいたことに、当委員会事

務局からも深く感謝申し上げます。その他の委員の皆様には、再任のお願いを承諾いただいたことに感謝申し上げます。任期は10月1日から1年間であり、委嘱状については、後日郵送にて送付させていただく予定である。

なお、次回の会議については、平成24年度中間報告を議題とし、来年2月頃の開催を予定している。